バターの同時契約による輸入業務委託・売渡しについて(SBS 方式) 【小規模企業者向け】

令和5年8月16日 独立行政法人農畜産業振興機構

畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項の規定に基づき、輸入及び売渡入札を実施します。

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、同時契約によるバターの輸入業務委託・売渡しを実施するに当たり、「指定乳製品等輸入要綱」(昭和41年3月15日付け40畜団第934号)及び「バターの同時契約による輸入業務委託・売渡要領」(平成20年6月27日付け20農畜機第1367号。以下「要領」という。)に定めるもののほか、要領第2の規定に基づき、下記のとおり輸入業務委託条件及び売渡条件を定めるものとする。

なお、入札参加申込み・入札については、郵送等による受付を可能とする。

記

- 1 同時契約による輸入業務委託・売渡入札の日時及び場所
- (1) 日時

令和5年8月31日(木)午前11時から同12時00分まで

(2) 場所

当機構北館1階会議室

2 入札参加者の資格要件

輸入業務委託の相手方及び売渡しの相手方は、次のとおりとする。ただし、(1)と(2)は同一の者であってはならない。

- (1) 輸入業務委託の相手方は、要領第1の1の規定に基づき、あらかじめ機構に指定又は登録された者とする。
- (2) 売渡しの相手方は、要領第1の2の規定に基づき、あらかじめ機構に登録された者とする。

なお、売渡しの相手方にあっては、要領第23の1の規定に基づき、5の(8)の 契約の締結までに最終需要者までの流通販売計画を作成し、機構に提出するものとす る。また、最終需要者までの販売終了後は、要領第23の3の規定に基づき、流通販 売実績を作成し、機構に提出するものとする。

3 輸入業務委託範囲

機構が輸入業務委託の相手方に委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1)機構が定める条件に適合する国外の製造業者から、機構が定める別添の規格に適合するバター(以下「現品」という。)を買い入れ、輸入する業務(買入れの決定を除く。)
- (2) 現品を指定倉庫(指定乳製品等保管倉庫指定要領第2の規定に基づき機構が指定した倉庫をいう。)又は別紙様式第2号によりあらかじめ機構に登録された倉庫まで運送する業務及びその付帯業務
- (3) 現品に係る食品衛生法(昭和22年法律第233号)、関税法(昭和29年法律第61号)その他の関連法令に基づく手続き及びその付帯業務
- 4 輸入業務委託及び売渡しの条件
- (1) 輸入及び売渡品目

品目名:バター(冷凍)

種類:無塩又は加塩

:スイートクリーム又はその他

(2) 入札に付する数量

100トン

(3) 受渡期間

当該現品の機構への受渡し期間は、契約締結の日から令和6年2月29日(木)までとする。

(4) 最終需要者の要件

売渡しの相手方は、①及び②の要件をいずれも満たす者が最終需要者となるよう現品を販売(売渡しの相手方が当該最終需要者に当たる場合は、自ら使用)するものとする。

- ① 食品衛生法第55条第1項の規定による菓子製造業 (パン製造業を含む。) の営業許可を受けていること
- ② 常時使用する従業員の数が20人以下であること

入札に当たっては、あらかじめ最終需要者を決定し、別紙様式第1号の別添「SB Sバターの最終需要者について」を入札書に添えて機構へ提出するものとする。

また、機構は、当該現品の流通・販売状況を調査するものとし、輸入業務委託の相手方、売渡しの相手方及び最終需要者は当該調査に協力するものとする。なお、当該調査により、虚偽の申告又は不正行為が認められたときは、要領第19に基づき、契約の全部又は一部を解除する場合がある。

(5) 製造業者

現品の製造業者は、当該製造業者の所在国又は地域(以下「輸出国等」という。) の法令規定で定められた農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。) の残留基準に適合する製品を製造しており、当該輸出国等の認定を受けた検査機関で 検査を受けている者とする。

(6) 品質規格等

- ① 現品は、食品衛生法の規定に基づいて厚生労働省に食品等輸入届書を提出したもので、食品衛生法の規定並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)の規格に適合し、かつ、別添の規格に適合するものとする。
- ② 輸入業務委託の相手方は、前項の規格に適合するか否かの検査(以下「規格検査」という。)を食品衛生法の規定に基づき厚生労働大臣により登録された検査機関に依頼するものとする。

(7) カテゴリー区分及び正味重量等

正味重量等はカテゴリーごとに次に掲げるものとし、保存方法は冷凍品に限るものとする。

- ① バラ
 - 1箱当たり10kg、15kg、20kg又は25kgの一塊
- ② 小物

次のア及びイのいずれにも該当するものとする。

- ア 外装1箱に内装品(複数の場合は同じ正味重量のものに限る。)が1つ又は複数入ったものであって、その外装品の正味重量が1kg以上25kg以下の整数(kg単位)のもの。
- イ 内装品は1塊であって1kg以上5kg以下のもの。

(8) 包装及び表示等

- ① 現品の包装は、食品衛生法に定める基準に適合するものとする。
- ② 現品の表示は、種類別(名称)、原材料名、内容量、原産国名、賞味期限(年月日)、保存方法、輸入者名及び住所、製造業者名及び住所、製造工場名及び住所について行うものとする。
- ③ 現品の内装及び外装については特に定めない。
- ④ 現品の賞味期限については特に定めない。

(9) 安全確保に係る措置

輸入業務委託の相手方は、次の措置を講じることにより、現品の製造工程における安全確保に努めるものとする。

- ① 製造業者に、金属探知器による製品検査を行わせること。
- ② 製造業者に対し、製造機器類の安全点検を十分に行うよう指導すること。
- ③ 製造工場から出荷する前に、製造機器類の修繕、補修等(以下「修繕等」という。) の有無を確認すること。
- ④ 修繕等があった場合は、その原因、実施内容を精査し、問題が発生する可能性が ない製品を輸入対象とすること。
- ⑤ 輸入業務委託の相手方は、売り渡しの相手方に現品を売り渡す前までに、必要に 応じて自らが金属探知機等による製品検査を実施すること。

(10) 食品衛生法上問題があると認められる現品の取扱い

① 規格検査と併せて乳等省令第2条の規格に適合するか否かの検査(以下「自主検査」という。)を実施する場合の当該自主検査及び厚生労働省のモニタリング検査等により、現品に食品衛生法上問題があると認められるものが判明した場合には、輸入業務委託の相手方は、以下のとおり取り扱うものとする。

- ア 事実判明後遅滞なく機構に対して報告し、その指示に従うこと。
- イ 現品は、検収対象品とそれぞれ明確に判別できるように「販売禁止品」と表示 した上で区分して保管すること。
- ウ 現品は、国内に流通させずに輸出国等に返送等又は廃棄処分(以下「廃棄等」 という。)とすること。なお、廃棄等の処理費用は、輸入業務委託の相手方が負 担すること。
- エ 機構から指示のあった場合には、廃棄等の計画及びその顛末について、別紙様 式第3号により証拠書類を添えて機構に報告すること。
- ② 機構は、輸入業務委託の相手方から前項のアの報告を受けたときは、速やかに現物の数量及び保管状況等を確認するものとする。

5 入札及び契約等

(1) 入札参加申込み

要領第3の規定による入札参加申込みは、輸入業務委託の相手方又は売渡しの相手 方のいずれかが、入札日の前日の午後1時から同3時までに当機構酪農乳業部乳製品 課に行うものとする。

申込みについては、郵送又は信書便若しくはメールによる提出も可能とする。いずれの場合も、事前に機構までその旨を連絡の上、入札日の前日の午後3時までに機構に必着とし、郵送又は信書便については書留郵便等の配達記録が残るものとすること。また、メールによる場合は、別途機構が示す手順に留意すること。

(2)入札保証金等

要領第4の規定による入札保証金等は、売渡しの相手方が、入札参加申込み時まで に、入札数量1トン当たり1万円として算定した金額を納付又は提供するものとする。

(3) 入札

要領第5の規定による入札は、輸入業務委託の相手方又は売渡しの相手方のいずれかが、行うものとする。

入札については、郵送又は信書便若しくはメールによる提出も可能とする。いずれの場合も、事前に機構までその旨を連絡の上、入札目の12時00分までに機構に必着とし、郵送又は信書便については書留郵便等の配達記録が残るものとすること。また、メールによる場合は、別途機構が示す手順に留意すること。

(4) 入札書の記載事項

- ① 入札単位:同一入札書に記載できる入札数量は、1トン以上25トン以下とし、 0.1トン未満の端数は付さないものとする。
- ② 入札価格:入札価格は1トン当たりの消費税及び地方消費税(以下「消費税相当額」という。)に相当する額を除いた価格とする。
- ③ 入札書:入札書は別紙様式第1号によるものとする。

(5)入札の限度数量

入札の限度数量は、売渡しの相手方1者当たり25トン、かつ、入札保証金等から 算出される数量の範囲内とする。なお、最終需要者1者当たりの上限を1トンとする。

(6) 落札者の決定

落札者は、要領第6の規定に基づき決定する。

ただし、最後に落札となるべき入札書にあっては、入札書に記載された数量に満た ない落札数量であっても、原則として当該数量を以て落札とする。

(7) 契約の内容

要領第9の規定により機構が輸入業務委託の相手方及び売渡しの相手方と締結す

る契約の内容は、要領第10から第23まで並びに「バターの同時契約による輸入業務委託・売渡しについて(SBS 方式)」の記の4、5及び6とする。

(8) 契約の締結

前項の契約の締結は、機構が輸入業務委託の相手方及び売渡しの相手方に対して、 それぞれ委託通知書又は売渡通知書を交付し、売渡しの相手方が(10)の契約保証金 等を納付することにより成立するものとする。

(9) 指定乳製品等売買システムの利用

輸入業務委託の相手方及び売渡しの相手方は、契約締結後の事務手続については、 指定乳製品等売買システム(以下「システム」という。)を使用するものとする。な お、対象となる事務手続きについては、機構の指示に従うものとする。

(10) 契約保証金等

要領第11の規定による契約保証金等は、売渡しの相手方が、売渡金額の100分の 10に相当する額を、売渡通知書の交付の日から起算して7日以内(土日、祝日及び行 政機関又は金融機関の休日を除く)に、銀行振込等により機構に納付するものとする。

6 検収等

(1) 検収

- ① 輸入業務委託の相手方は、原則として個別契約ごとに機構に検収を申し込むものとする。
- ② 検収申込書に記載する税込の業務委託金額及び売渡金額は、検収日に係る消費税率 (消費税及び地方消費税の税率を併せたものをいう。)で計算した金額を記載するものとする。
- ③ 検収に当たっては、検収日の前日の12時00分までに、システムにより検収申

込書等を機構へ提出するものとする。

(2) 検収申込書の添付書類

輸入業務委託の相手方は、要領第13の規定による現品の受渡しに当たり、検収申 込書に次の書類を添付するものとする。

- ① インボイス (送状) (写)
- ② 船荷証券 (写)
- ③ 指定乳製品等検査証明書
- ④ 食品等輸入届書·届出済書(写)
- ⑤ 輸入(納税)許可書(写)
- ⑥ 在庫証明書
- ⑦ 荷渡指図書
- ⑧ 製造国側で実施した残留農薬等検査結果(写)及び当該検査機関の国等の認定を 証する書類

(3) 輸入業務委託代金の支払

機構は、輸入業務委託代金請求書を受理した日から起算して7日以内(土日、祝日 及び行政機関又は金融機関の休日を除く)に、現品の代金を支払うものとする。

(4) 契約保証金等の返還

機構は、各契約の履行終了後、契約保証金等返還請求書を受理した日から起算して 20日以内(土日、祝日及び行政機関又は金融機関の休日を除く)に契約保証金等を 返還するものとする。

(5) 現品検査

機構は、現品の受渡しに当たり、必要に応じて当該現品の検査を行うことがある。

(6) 不適格品が発生した場合の処置

不適格品とは、機構が定める品質規格等の条件を満たしていない現品をいい、機構は、原則としてこれを買い入れないものとする。

(7) 契約数量の欠減等に係る違約金

欠減等に係る違約金は次のとおりとする。ただし、要領第19の2の(8)により 契約を解除する場合は、この限りではない。

① 契約数量欠減

入札ごとの落札数量(以下「契約数量」という。)に対する引渡数量の欠減の許容範囲は2パーセント以内とし、2パーセントを超える欠減となった場合については、次の算式による違約金を徴するものとする。ここでいう欠減数量とは、契約数量に対して不足する全ての数量を指す。

違約金額(円)=欠減数量(トン)/契約数量(トン)×契約保証金額(円) ※円未満四捨五入

② 受渡期限の延長

現品の受渡期間の延長は原則として認めないが、機構の判断によりこれを認める場合は、次の算式による違約金を徴するものとする。ただし、引渡しの遅延が天災地変等に起因するものであって、機構がやむを得ないと認める場合は、この限りでないものとする。

違約金額(円) = 遅延数量(トン)×遅延日数(日)×100円 ※円未満四捨五入

7 その他

(1) 現品に係る倉庫の登録を希望する場合には、あらかじめ別紙様式第2号により機構に届け出るものとする。

(2) 入札保証金等振込先

1 名義人

独立行政法人農畜産業振興機構 補給金口 ドク) ノウチクサンギョウシンコウキコウ ホキュウキングチ

② 金融機関名、口座番号等

金融機関名	本支店名	預金種目	口座番号
立	平义店名	「只並、狸 口	日座留り
三井住友銀行	東京公務部	普通預金	0897376
みずほ銀行	本店	普通預金	6561325
三菱UFJ銀行	本店	普通預金	7637464
三菱UFJ銀行	東京公務部	普通預金	0400372
りそな銀行	東京公務部	普通預金	6102919
百十四銀行	東京支店	普通預金	0068927
農林中央金庫	本店	普通預金	4007753

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する 法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせ ていただきますので、ご了知願います。

- (1)公表の対象となる契約先 次のいずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再 就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず

れかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

月

入 札 書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 天羽 降 殿

> 所 在 地 輸入業務委託の相手方 名 称 代表者氏名

所 在 地 売 渡 し の 相 手 方 名 称 代表者氏名

貴機構の定めるバターの同時契約による輸入業務委託・売渡要領(平成20年6月27日付け20農畜機第1367号)並びにバターの同時契約による輸入業務委託条件・売渡しについて(令和5年8月16日付け)の輸入業務委託条件及び売渡条件を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

Ī	カテゴリー区分	入札整理番号	輸入委託	相手方コード番号	売渡相-	手方コード番号	製造国		
			コード		コード		コー	3	
]]	[]	[]	

重量(メトリックトン)	輸入委託単価(円/トン)	売渡単価(円/トン)	差額(円/トン)
トン			

(入札単価は消費税相当額を除く。)

(参考)1.価格等の積算基礎

1 C&F 価格	(単位当たり外貨)	Ex.rate
2 保険料(%)	の %として計算	C&F 価格
3 輸入関税		Ex.rate
4 輸入諸掛り		
5 手数料		

2.バターの種類

[別添の細菌数の基準]	1)	•	2
	無塩	· 加:	塩
小物の形態	kg/箱(kg >	× 個入)

3.受渡時期

4.製造工場

<入札書記載上の注意>

- 1 重量欄は、0.1トン未満の端数はつけないこと。
- 2 応札者コード番号欄は、別紙のコード番号表からあらかじめ当該企業に与えられたコード番号を選び記入すること。なお、番号表に登録されていない 者と同時入札を取り組む時は、あらかじめ登録を行い、そのコード番号に従うこと。
- 3 入札整理番号欄は応札者自らが付すもので、最高10桁までとし、アラビア数字、英字(大文字)又はハイフンのいずれかを用いて記入すること。

令和 年 月 日

SBSバターの最終需要者について

輸入業務委託の相手方:名 称 代表者氏名

> 売渡しの相手方:名 称 代表者氏名

入札整理悉号	
八山正任田万	

本入札書(令和5年8月31日付け)に係るバターの最終需要者は、以下のとおりであることを確認しています。また、落札した際は、当該者が最終需要者となるよう現品を販売します。

最終需要者名	電話番号	従業員数 (人)	業種	売渡予定 数量 (トン)
			合計	

(注1)従業員数は、正社員数を記載すること。

(注2)落札後、売渡予定数量等に変更が生じた場合は、再度提出すること。

法人番号	輸入業者名
1 0 0 1	三井物産株式会社
1 0 0 2	三菱商事株式会社
1 0 0 5	正栄食品工業株式会社
1 0 0 6	株式会社野澤組
1 0 1 1	株式会社明 治 屋
1012	野村貿易株式会社
1017	雪印メグミハク株式会社
1 0 1 8	伊藤忠商事株式会社
1 0 1 9	株式会社明治
1 0 2 0	森永乳業株式会社
1 0 2 1	住友商事株式会社
1 0 2 2	丸紅株式会社
1023	協同乳業株式会社
1024	よつ葉乳業株式会社
1025	双日食料株式会社
1026	高梨乳業株式会社
1027	フォンテラ ジャパン株式会社
1028	日成共益株式会社
1031	株式会社ゼン・トレーディング
1032	ソディアル・ジャハン株式会社
1033	川商フーズ株式会社
1 1 0 1	今戸食品工業株式会社
1 1 0 4	メグレ・ジャパン株式会社
1 1 0 5	株式会社ラクト・ジャパン
1 1 0 6	アーラ・フース・・インク・レディエンツ・シ・ャハペン株式会社
1 1 0 7	株式会社サンフコ
1 1 0 8	今中株式会社
1 1 1 0	株式会社ビーイング
1 1 1 1	株式会社セリオン
1115	株式会社デイリー・インポート
1 1 1 6	株式会社キューピーエッグワールドトレーディング
1 1 1 8	株式会社ちぼりインターナショナル
1 1 2 0	JA全農インターナショナル株式会社
1 1 2 1	ADEKA食品販売株式会社
1 1 2 2	サプート・デイリー・ジャパン株式会社
1 1 2 3	株式会社グローバルウォーク
1 1 2 4	デイリー・プロダクツ・ソリューション株式会社
1 1 2 6	カーギルジャパン合同会社
1 1 2 7	オーウイル株式会社

製造国コード		国 名
0 1 0	オーストラリア	AUSTRALIA
0 1 1	ニュージーランド	NEWZEALAND
0 1 2	ベルギー	BELGIUM
0 1 3	オランダ	NETHERLAND
0 1 4	フランス	FRANCE
0 1 5	イギリス	UK
0 1 6	アイルランド	IRELAND
0 1 7	ドイツ	GERMANY
0 1 8	デンマーク	DENMARK
0 1 9	アメリカ	AMERICA
0 2 0	カナダ	CANADA
0 2 1	フィンランド	FINLAND
0 2 2	スウェーデン	SWEDEN
0 2 3	オーストリア	AUSTRIA
0 2 4	チェコ	CZECH
0 2 6	シンガポール	SINGAPORE
0 2 7	エストニア	ESTONIA
0 2 8	スロヴェニア	SLOVENIA
0 2 9	ポーランド	POLAND
0 3 0	インド	INDIA
0 3 1	イタリア	ITALY
0 3 5	スイス	SWITZERLAND
0 3 6	イスラエル	ISRAEL
0 4 3	リトアニア	Lithuania
099	ウルグアイ	URUGUAY
1 0 0	アルゼンチン	ARGENTINA
1 1 0	ハンガリー	HUNGARY

※上記にない製造国コードについては、乳製品課(電話03-3583-8603)までお問合せ下さい。

入札書と一緒に添付せず、入札受付の際に別途ご提出下さい

SBSバター入札の応札重量確認表

令和 年 月 日

輸入業者:

需要者:

	バラ	小物	合計
入札書	枚	枚	枚
応札重量	ン	トン	トン

別紙様式第2号

指定乳製品等 (バター) に係る保管倉庫届

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 天羽 隆 殿

所 在 地 会 社 名 代表者氏名

今般、バターの同時契約に係る保管倉庫に登録して頂きたく、下記のとおり必要書類を 添えて届出いたします。

記

- 1 登録希望倉庫名
- 2 庫室番号
- 3 所在地
- 4 倉庫担当者及び電話番号
- (1) 営業部門

担当者氏名 電話番号 FAX番号

(2) 実務担当

担当者氏名 電話番号 FAX 番号

- 5 添付書類
- (1) 倉庫概要 (会社概要、定款、直近時点の営業報告等)
- (2) 保税蔵置場所の許可書の写し
- (3) 保税蔵置場所の設備、営業面積等を記した書類及び倉庫の見取図
 - 〈注〉指定倉庫が追加の登録申請する場合には、会社概要及び定款は不要

指定乳製品等(バター)に係る廃棄等の処理(計画書・報告書)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 天羽 隆 殿

> 所 在 地 会 社 名 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号により貴機構より業務委託の依頼を受けましたバターにつきまして、食品衛生法上問題があると認められるものが判明したので、その処理方法について下記のとおり報告します。

記

							н												
①契約番号										②製造国									
③製造工場				④ 梦	段約数量			トン		⑤本件対象数量			トン						
⑥積来本船名										⑦入港年月	日		令和	年	月		日		
8保管倉庫							9庫	室番号											
⑩住所・電話	住所	:																	
番号・代表者	ТЕІ	L: ()						者名											
①廃棄等の処		廃棄処分	処理施設名 び処理業社	3及 :名			住所号・	r ・ 電 代表者	話番	住所: TEL:	()			代表	者:			
理方法(右より 選択)		製造国等へ輸出	国	名			本	船	名				積	出	港				
⑫廃棄等の処理	日(①の)処理年月日)	年		月	日	13荷	役 期	間	自:令和	年	月	日	~	至:令	·和	年	月	目
4 経験の処理	明細(①	の具体的な処理方法	去を記載)																

注1:計画書にあっては予定を記載すること。 注2:証拠書類(写し)を添付すること。

別紙様式第3号の証拠書類について

- 1 輸入に係る証拠書類(①から⑩欄)
 - a インボイス
 - b 船荷証券
 - c 検査結果のわかる書類
 - d 製造業者及び工場の概要がわかる書類
 - e ⑧から⑩については、保管倉庫の概要がわかる書類(機構の指定倉庫又は登録倉庫の場合は 不要)
- 2 廃棄等に係る証拠書類(⑪欄)
 - A 廃棄処分を選択した場合
 - a 廃棄処理を行う廃棄物処理施設の概要(処理能力、廃棄物処理に係る自治体の許可番号等) がわかる書類
 - b 廃棄処理を他に委託する場合は、委託契約書等の契約内容がわかる書類
 - c 廃棄処理に期間を要する場合には、処理予定日ごとの数量を記載した計画書(なお、計画 に変更があった場合は、その都度変更した旨を報告すること)
 - d 廃棄物の運搬をする業者の概要(廃棄物処理に係る自治体の許可番号等)がわかる書 類
 - e 廃棄物処理施設における処理日ごとの処理数量が確認できる搬入確認書、受払い伝票等の 諸帳簿類の写し
 - B 製造国等へ輸出する場合 積戻し許可通知書(又は輸出許可証(又は申告書))
- 3 その他

機構は、1及び2以外の証拠書類の提出を求めることがある。

別添

バターの検査項目、規格基準及び検査方法

検査項目	規格基準	検査方法		
外 観	均等に特有の淡黄色又はこれに 近い色を呈し、はん点、波紋等 が多くないもの	官能検査による。		
組織	横断面の状態に、水滴の遊離が 多い等の著しい欠陥がないもの	官能検査による。		
風味	風味良好で酸味、飼料臭、牛舎 臭、変質脂肪臭その他の異臭味 をほとんど有しないもの	官能検査による。		
食 塩	加塩バターにあっては、食塩の 分布及び溶解に著しい欠陥がな いもの	官能検査による。	※当該検査項目は加塩バターに限る。	
乳脂肪分	加塩バターは80.0%以上、無 塩バターは82.0%以上で、異 種脂肪を含まないもの	乳等省令による。		
水分	17.0%以下のもの	乳等省令による		
細 菌 数 右記の いずれ	①1g当たり1,000以下	乳等省令中の乳製 品の細菌数試験法 を準用する。	種 類 表 示 の 例:スイート クリームなど	
かとする。	②細菌数の基準を設けない。ただし、pH6.0未満のものに限る。	_	種類表示: industry descriptionで 可	
大腸菌群	大腸菌群が「陰性」のもの	乳等省令による。	•	
カビ・酵母	カビ・酵母数が1g 当たり、それぞれ100以下のもの	食品衛生検査指針 Iの真菌検査法総 論及び酵母類検査 法による。		

- 注:1 特定項目(備考欄●印)については、同表の規格基準に適合しない検査試料が 1個でもあった場合には、当該検査荷口を買い入れないものとする。
 - 2 加塩バターには、CODEX Standard (A-1-1971,150-1985) の規格に合致する 塩を使用するものとする。

- (注)検査荷口、検査抽出個数、検査合格判定は次のとおりとする。
- ア 1契約(1製造工場)を1検査荷口とする。
- イ 検体抽出個数及び合格判定個数は、1 荷口を構成する外装品の個数に応じて次のとおり とする。

<荷口の大きさ>	<検体抽出個数>	<合格判定個数>
150(個)以下	3 (個)	0 (個)
151(個)~1,200(個)	5 (個)	1 (個)
1,201 (個) ~5,000 (個)	8 (個)	1 (個)
5,001(個)以上	13 (個)	2 (個)

ただし、細菌数のうちpH6.0未満についての検査における検体抽出個数は、荷口の大きさに関わらず1個以上とする。

また、小物における検体について、外装品に複数の内装品が入っている場合は、検体の抽 出は外装品ごとに内装品1個とする。

なお、どのような形態のものを検査するのか、抽出した内装品がどの外装品に由来するものか等を検査機関でも把握できるよう、抽出した内装品と由来する外装品とを照合できる情報その他検査に必要な情報(外装品と内装品の構成、形状等)を検体の採取前に検査機関に提供し、情報共有を図るものとする。

- ウ 合格判定個数を1個上回って不合格と判定された場合は、一度に限り再検査の申込みを行うことができるものとする。
- エ 検査は、抽出した各検体別に行うものとし、混合検体(コンポジット)によるものは不可とする。
- オ 特定の偏ったパレット等から抽出するのではなく、各検査荷口を代表するものとなるよう、 輸入業者の判断により無作為に抽出した検査対象から検体を採取することとする。
- カ サンプル採取品を廃棄処分にするかどうかの取扱いについては、売渡しの相手方の判断に よるところとする。